監查委員公表第503号

平成22年10月29日付け監査第709号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事及び 大分県教育委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月18日

大分県監査委員 米 濵 光 郎 大分県監査委員 姫 野 邦 子 大分県監査委員 大 友 一 夫 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(農林水産部)		
森林保全課	平成22年8月2日から	指摘事項
(森林整備室)	平成 22 年 8 月 3 日まで	県営林産物売買契約に係る契約保証金の売買代
	平成 22 年 8 月 18 日	金への充当について、売買物件の引渡し前に行う
		べきであったにもかかわらず、遅延している事例
		が多数認められた。
		平成22年度からは、契約保証金を売買契約書
		に定める売買代金の納入期限までに充当するよう
		改めたところであるが、今後も引き続き適正な事
		務処理を行う。
(教育庁)		
体育保健課	平成 22 年 6 月 23 日	指摘事項
	平成 22 年 8 月 23 日	県立総合体育館の使用料について、総合体育館
	平成 22 年 9 月 17 日	との連携不十分により、改定前の旧単価で使用料
	平成 22 年 7 月 21 日	を徴収するなど不適正な事務処理をしている事例
		が認められた。
		措置状況
		使用料の過誤に係る納付義務者等に対する説明
		を行い、既に納付又は還付を完了したところであ
		るが、今後は、定例会議等により指定管理者との
		連携に努める。